

道元とスピノザの因果観

——比較哲學的研究——

笠 井 貞

道元(1200—1253)とスピノザ(Barruch de Spinoza, 1632—1677)とは、生存していた時代が異なり、そして伝統の異なる思想の中で思索した。スピノザはオランダ生まれのユダヤ人で、十七世紀ヨーロッパにおける代表的な哲学者であり、彼の思想は現代哲学に甚大な影響を及ぼした。ここでは、因果観の比較を中心にして、両者の類似性と差異性とを考察し、両思想の根本的特徴を、より明確に把握したい。

『正法眼蔵』・「深信因果」の巻で、道元は、「仏法參學」には、第一因果をあきらむるなり」として、因果を否定するようでは、恐らくは猛利の邪見を起して、断善根の人となるであろう。およそ因果の道理は明白で、公平無私である。造悪の者は墮落し、修善の者は向上する。そこに僅かの相違もない、という。原因・結果の法則を明確に理解することが、仏法を学ぶ上で第一に重要なことなのである。

この「深信因果」の巻を見て行くと、大略次のようなことを、道元は説いている。不落因果を邪見の説であると知らな

い人々が問題なのである。如來の正法が流通する所で、仏祖から仏祖に正伝する中にいながら、撥無因果、因果の道理を否定する邪党となるのは哀れむべきである。仏道を学ぶ人々は、まさに急いで因果の道理を明らかにするがよい。不落因果という考えは、まさしくこれは因果の無視・否定である。これによって悪趣に墮ちる。不昧因果、因果を因果として、これに随うこと、明らかにこれは深く因果の道理を信ずることである。それによって悪趣を脱するということを怪しんだり疑ったりすべきではない。參禪學道の人々の多くは、因果を否定しているようである。所謂、不落因果と不昧因果とは、同じことで異なることではないと思っている。これによって、因果の理法を否定しているのであるとわかる。

この因果の道理は、孔子や老子等が明らかにする所ではなく、ただ仏祖たちが明らかにして伝えて來られたことであると、道元は説く。孔子や老子の教えでは、因果について仏教のように明確には説かれていない。中国人に、中国思想に因

果の觀念は勿論あったであろうが、「因果」(Chenpaha)という語自体は、中国に仏教が伝わった後のものなのである。以上、要するに、この「深信因果」の巻において道元は、仏法を学ぼうとする人々は、先ず菩提心を發して、すみやかに諸々の因果の理法を明らかにすべきであると説くのである。

三世因果思想について道元は、例えば「谿声山色」の巻で次のように説く。若し菩提心を發したら、その後、六趣・四生に輪廻するとしても、その輪廻の因縁は、みな菩提の行願となるという。また『永平広録卷一』に、「幾許無量生生受身來、雖然未是好生」とか「往來六道無停止」などとある。

道元は、『正法眼藏』・「三時業」の巻の冒頭に、鳩摩羅多尊者の次の言葉を引用し、因果の道理を強調している。善惡の報には、過去・現在・未來の三時がある。およそ人はただ、仁なる人が若死にし、暴惡の人が長生きして、道に逆らう者は吉、義なる者は凶なることがあると、すぐに因果はなく、罪惡も幸福も因果に関係がないという。因果の道理は、形に影が、音に響きが随って僅かも違わないことなく、たとい百千万劫を経ても磨滅しないことを知らないからである、と。所謂、業報思想について、道元はどのように考えているのか。この「三時業」の巻によれば、以下のようになる。因果の道理を知らず、業報を知らず、三世を知らず、善惡を弁えない邪見の人達の仲間にはいってはならないという。そし

て、所謂、善惡の報いに三時があるとす。第一は順現法受。第二は順次生受。第三は順後次受である。

『正法眼藏』・「大修行」の巻の冒頭に、既述の「深信因果」の冒頭と同じく、『天聖広灯録』卷八からの引用文がある。百丈山大智(懷海)の説法の時、いつも堂内に一老人が居て、人々と共に説法を聴いていた。或日その老人が、実は人間ではございません。大修行を成就した人は、因果に落ちるかどうかわ問われたのに対して、不落因果、即ち因果の理法に支配されることはない、と答えたためにその後、五百生の長い間、野狐の身に墮ちてしまっていて、いま元の人間にもどる一転語を与えよという。そして、大修行をした人でも、なお因果に落ちるのかどうか、に対して禪師は、不昧因果といったら、それを聞いて、老人は野狐身を脱して、直ちに大悟できた云々の所謂「百丈の野狐の話」である。

このことに関して、道元は、概略、以下のように説述している。大修行を体得することは、それが大因果である。この因果は、必ず因が円満に現成し、果も円満に現成するから、即ち因果の道理は明らかに現成するから、落・不落・昧・不昧の問題ではない。不落因果が若し誤りならば、また不昧因果も誤りであろう。……昔から不落因果は、撥無因果というのに似た言葉だから、(その罪によって野狐に)墮ちたのだという。この言葉は、因果の道理ではなく、仏法のわからない

人のいうことである。……たとえ、先百丈が何かの理由があって、不落因果といったとしても、それは大修行の人の因果の理法を体得した立場から答えたので、あざむいたのではなく、因果を無視したものではないとする。

上述の通り、「深信因果」の巻と、「大修行」の巻とでは、道元自身の解釈が異なっていて、矛盾している。即ち、「深信因果」の巻では、「不落因果は、まさしくこれ撥無因果なり……」としているにも拘らず、「大修行」の巻では、「不落因果は……撥無因果なるべからず」としているのである。この問題をどうするか。「深信因果」の巻は偽撰であると否定して、「大修行」の巻が正しいとするとか、「深信因果」の巻は、宗乗とは言い難いとしてしまっているとか、その他の見解もある。

結局、これは面山瑞方の『聞解』における解釈の通りでよいと考えられる。要するに、不落因果を否定するものではないという「大修行」の巻の立場は、所謂、「勝義諦」であり、「深信因果」の巻よりも次元の高い立場である。それに対して、「深信因果」の巻における不落因果を、因果を否定するものであるという考えは、所謂、「世俗諦」の立場の真理ということになる。撥無因果、因果を否定するような人々に対して仏法の基本的立場を説くために、不落因果を撥無因果であると主張する必要があるわけである。因果の理法を肯定し

ながらも、それに拘泥しないで、因果を透脱する。自己は、因果の連関の中にありながら、因果に落ちず、因果を超克するのである。大修行の人は、不落因果・不昧因果の超越ができるのである。因は因の法位に住し、果は果の法位に住する前後際断の因果であるとする道元の観点からは、不落因果が認められる筈である。

スピノザ (Spinoza Opera, II, *Ethica: im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften*, hrsg. von Carl Gebhardt, 1924.) は、原因と結果、因果の法則を次のように述べている。即ち、「与えられた一定の原因から必然的に結果が出て来る。また反対に、若しどのような一定の原因も与えられなければ、結果が出て来ることは不可能である」(「I公理三」とする。そして、「存在している各々の物には、それが存在する所以の、一定の何かある原因が必ずあることが注意されるべきである」(「I定理八備考三」と言い、また、「その本性から何かある結果が出て来ないようなものは、何ものも存在しない」(「I定理三六」とする。つまり、存在している一切の物は、神の本性を、即ち本質を一定の、そして決定された仕方では表現している。即ち、存在している一切のものは、すべて物の原因である神の能力を、一定の、そして決定された仕方では表現している。それ故に存在している一切の物から、何かある結果が出て来なければならないというのである。

そこで、因果についての認識であるが、スピノザは、「結果の認識は、原因の認識に依存している。そして原因の認識を包含している」(Ⅰ公理4)とする。次に、因果の関連であるが、「結果の力は、結果の本質が結果そのものの原因の本質によって説明され、或は規定される限りに於いて、結果そのものの原因の力によって規定される」(Ⅴ公理二)という。

この公理は、第三部定理七の、各々の物がそれによって、それ自体の存在に固執しようとする努力は、物それ自体の現実的な本質に外ならない、ということによって明らかであるとする。つまり、各々の物の与えられた本質から、必然的に或ることが出て来る。また物は、その決定された本性から必然的に出て来ること以外の何事もすることはできない。それ故に、各々の物がそれ自体だけで、或は他の物と共に或ることをする、或はしようとする能力又は努力は、物それ自体の与えられた本質、即ち現実的本質に外ならないとする。

またスピノザは、次のように定義をする。「妥当な原因と呼ぶのは、その原因の結果が、その原因だけから明確に知覚されることが出来る原因である。それに対して、その原因の結果が、その原因自体だけでは理解されることができないものを、非妥当な原因又は部分的原因と呼ぶ」(Ⅲ定義一)と。そして、スピノザは、或る物が存在している所以のこの原因は、存在している物の本性や定義それ自体のうちに含まれて

いなければならず、勿論それ自体の本性に存在することが属している場合である、そうでなければ、その物の外部に存しなくてはならないとする。

必然と偶然との関係について、スピノザは、「自然の中には何一つ偶然なものがなく、一切は神の本性の必然性から、一定の仕方では存在し作用することに決定されている」(Ⅰ定理二九)という。何故なら、存在する物は、一切、神の内に在る。しかし神を偶然なものと呼ぶことはできない。というのは、神は必然的に存在し、偶然的には存在しないからである。次に、神の本性の様態もまた神の本性から必然的に生じたのであり、偶然的に生じたのではない。そして、そのことは神の本性が絶対的に、或は一定の仕方では働きをすることを決定されたと思られる限りに於いても同じである。更に神は、これらの様態が単純に存在する限りに於いても、それらの様態の原因であるばかりでなく、それらが或ることをするように決定されていると見られる限りに於いても、それらの様態の原因になっている。若し様態が神から決定されていなかったら、それらは自己自身を決定することが不可能であるし、偶然そうなるものでもない。故に、一切は神の本性の必然性から存在するように決定されているばかりでなく、一定の仕方では存在し作用へと決定されているのであって偶然的なものは何一つとして存在しないという。

あらゆる個物、即ち有限で、限られた存在を持つ各々の物は、同様に有限で限られた存在を持つ他の原因から、存在や作用へと決定されるのでなくては、存在することも作用へと決定されることもできない。そして更に、この原因も同じように有限で限られた存在を持つ他の原因から、存在や作用へと決定されるのでなくては、存在することも、作用へと決定されることもできない。このようにして無限に進むのである。このようなことからして、結局、次のことが出て来る。

「神は、神自身が直接に産み出したものの絶対的な最近原因である」（Ⅰ定理二八備考）と。

「意志は自由な原因ではなくて、ただ必然的な原因と呼ばれることができる」（Ⅰ定理三二）という。何故ならば、意志は知性と全く同じように、単に思惟の或る状態に過ぎない。従って、他の状態と同じように、自由なものではないからである。意志は、有限であるとしても無限であるとしても、それを存在や作用へと決定される原因を必要とする。従って、意志は自由な原因ではなくて、単に必然的な原因、または強制された原因とだけ呼ばれることができるのである。

「神の本性の必然性から、無限に多くのものが無限に多くの仕方に出て来なければならぬ」（Ⅰ定理一六）ということや、既に引用した、Ⅰ定理二九の、一切は神の本性の必然性から、一定の仕方では存在し作用することに決定されている、

ということからして、物には偶然と言われるものが絶対に存在しないということになる。或る物が偶然と呼ばれるのは、我々の認識の欠陥に關してだけであって、それ以外にはどのような他の理由からも偶然とは言われないと、スピノザは主張するのである。

それでは、スピノザにおける自由とは何であるか。それ自体の本性の必然性だけによって存在し、またそれ自体だけによって行動することに決定されるものは、自由であると云われる。これに反して、或る一定の仕方では存在し作用するように他のものから決定されるものを、必然的である、或は寧ろ、強制されると言われる」（Ⅰ定義七）とする。

神だけが、スピノザによれば自由原因である（Ⅰ定理一七系二）。何故なら、神だけが自己の本性の必然性だけによって存在し、また働くからである。そしてこの神は、意志の自由によって作用するものではない。神の自由は、意志の自由ではない。神は自由原因であるが、神は意志の自由によって作用するのではないという。精神の中には、絶対的な或は自由な意志は存在しない。精神は、このこと或はあのことを欲するように原因によって決定される。この原因もまた他の原因によって決定され、更にその原因もまた他の原因によって決定され、そしてこのようにして無限に進む（Ⅱ定理四八）とする。

意志の自由、自由意志というものはないということ、スピノザ哲学の根本思想の一つである。必然性の学説は、どのような意義があるのかについて、彼は、およそ次のように論述している（Ⅱ定理四九備考）。

第一に、我々が神の命令だけによって行動し、そして神の本性に関与していること、我々の行動が、より完全になるにつれて、そしてより深く神を認識するにつれて、一層そうなってくる。故に、この説は心を全く平静にすることのほかに、我々の最高の幸福または至福がどこにあるかを我々に教える。第二に、この説は運命に関する事どもに関して、或は我々の力の中に無い事柄に対してとる、運命に耐えなければならぬことを教えてくれる。一切の事柄は、神の永遠の決定から出て来るのだからである。第三に、この説は共同生活に役立つ。誰をも憎まず、軽蔑せず、嘲らず、誰をも怒らざ、嫉まないことを我々に教える。そして、単に理性の導きだけによって、時と事情の要求に従って隣人を援助すべきことを教えてくれる。第四に、この説は共同社会のためにも役立つ。人民を自由な動機から最善のことを行わせるよう統治し、指導すべきことを教えるからであるという。

人間の自由が何であるかを、スピノザは、『短論文』の最後の箇所（第二部二六章）で定義している。そこにおいて、人間の自由を認めて、その人間の自由が、自然の必然性と矛盾

しないものであることを主張している。スピノザにおける自由の人、真の自由人とは、どのような人間であるか。「感情乃至意見だけに導かれて人間を奴隷と云い、理性に導かれている人間を自由人と呼ぶ」（Ⅳ定理六六）としている。この自由人の性格と生き方を、スピノザは大略次のように述べている（Ⅳ定理六七以下）。自由人は、死に対する恐怖に支配されない。自由人の智恵は、死について考えることではなくて、生について考えることである。自由人が、適当な時期に逃避することは、戦いと同様に大きな勇氣の証明である。即ち、自由人は、戦いを選ぶ時と同じ勇氣を以て逃避を選ぶ。無智な人々の間に生活する自由人は、できる限り無智な人々の親切を避けようと努力する。自由な人達だけが、相互に最も感謝をする。自由人は決して欺瞞によって行動をせず、常に誠実に行動する。理性に導かれる人間は、自己自身だけに服従する孤独においてよりも、共同の決定に従って生活する国家において、より以上に自由である、などとしている。

道元とスピノザとは共に、因果の法則による一切の必然性を説く。一切は決して偶然に生起するものではない。道元の不落因果は、因果の範疇の中にあるの超越であって、決して因果の法則を無視したものではない。スピノザも人間の自由が、自然の必然と矛盾しないものであることを主張している。このことからして、スピノザにおける自由人は、十七世

紀のヨーロッパの時代思潮的特色や、彼自身の個性・境遇との関連も考えられるにしても、道元における仏・菩薩に對比すると類似点も認められる。

しかし、両者の思想の根底は本質的に異なっている。スピノザの哲学は、自己原因としての神が出発点となる。この自己原因とは、その本質存在が現実存在を含むもの、即ちその本性が現実存在するとしか考えることのできないもの（一定義一）として、神、即ち無限なもの形式的規定をしている。そして、実体とは、それ自体の内に存在し、それ自体によって考えられるものと、絶対的なものである実体の内容的規定をしている。因果の系列を辿って、究極的存在を求めれば実体の概念に到達するのである。

神のほかにもどのような実体もあり得ず、また考えられることもできない（一定理二四）とするスピノザは、神以外に何物も不要であるとするヘブライ的思考をしているのである。在るものは、すべて神の内に在る。そして、神なしには、何物も在ることも、また考えることもできない（一定理一五）と、ユダヤ人としてのスピノザの唯一神に対する愛を冷静な形で表現している。スピノザの神は、無限の知性によって把握できる一切の物の動力因である。神は、それ自身による原因であり、偶然による原因ではない。神は絶対に第一原因である。即ち先行原因を全く持たないのである。神は一切のもの

の内在的原因であって超越的原因ではないのである。

神の自由は、スピノザによれば必然性と一体なのである。最高完全者である神の本性の必然性以外に自由はない。神は自由即必然の主体である。この唯一神が、一切の動力因として、無限の一切の個物を展開したのが自然界である。彼は、神と自然とを、能産的自然と所産的自然とによって説述している。能産的自然を第一原因・自由原因として考えられ限りにおいての神とし、これに対して、所産的自然を神の本性、或は神の各属性の必然性から生起する一切のもの、即ち、神の内に在り、そして神なしには在ることも考えられることもできない物と見られる限りにおいての神の属性のすべての状態とする。

神を一切のものの内在的原因として、ヘブライの神と、ギリシア哲学の自然とを結合し、「神即自然」としたスピノザの哲学は、典型的な汎神論になっている。

道元の仏法によれば、スピノザにおける唯一の固定された実体である神の独立存在は認められない。道元の縁起思想に基づく因果観と、スピノザの実体的因果とは、全く異質の思想なのである。

△キーワード▽ 道元、スピノザ、因果観

（群馬大学教授）